

携帯電話・スマートフォンの校内持ち込みについて

岩手県立大迫高等学校

携帯電話やスマートフォンの持ち込みに対する本校の考え

昨今、携帯電話やスマートフォンの普及により、公衆電話等の撤去が進み、緊急時や災害発生時に家庭との緊急連絡のため、携帯電話等の学校への持ち込みについては必要と考える。持ち込みを許可した上で使用に関するマナー指導を行い、適切な機器の利用方法を身につけさせることとする。

携帯電話・スマートフォンの使用について

- ① 携帯電話・スマートフォンの使用時間について生徒本人と保護者で話し合い、家庭でのルール（使用する時間・場所、フィルタリング設定等）2つ以上決めること。
- ② SNS等への不要な書き込み、いたずら・迷惑メールの発信、有害サイトへのアクセスはしないこと。
- ③ 登校の際、校舎に入る前に携帯電話やスマートフォンの電源を切り、鞆の中に入れ各自管理すること。校舎内での携帯電話・スマートフォンの使用は、授業等で必要とされる場合を除き使用しないこと。
- ④ 校舎内での不正使用等が確認された場合は、学校で一時預かりとし、保護者召還の上返却することとする。
- ⑤ 登下校中の“ながらスマホ”（歩き・自転車・公共交通機関）は行わないこと。
- ⑥ 課題テスト・定期考査中の機器使用は不正行為として扱う。
 - 上記が遵守できない場合には、学校で一時預かり保護者へ返却する。
 - 生徒の携帯電話等の盗難や破損、SNS等での問題、個人情報の流出などが発生した場合、保護者の責任のもとで対処すること。
 - 携帯電話等の持ち込みに関するルールに関しては、社会情勢の変化や本校の実情に合わせて変更する場合がある。

令和4年 3月 3日改訂